



健康で豊かな国民生活を保健医療福祉情報システムが支えます

2022年度 保健福祉システム部会業務報告会

PHR検討TF報告

2023年 4月12日

リーダー 鹿妻 洋之

リーダー 金本 昭彦

目次

- 当部会におけるPHR関連活動の状況と役割分担
- 自治体外PHR対応について
- 自治体PHR対応について

当部会におけるPHR関連活動の状況と役割分担

PHR検討TF

リーダー：鹿妻、金本

- 両PHR動向に関する情報共有
- 境界線事項の調整

自治体外PHR対応（健康支援システム委員会）

委員長：鹿妻

- 経産省PHR動向の把握と行政意見交換
- PHR関連団体との意見交換等

自治体PHR対応（福祉システム委員会）

委員長：金本

- 予防接種のデジタル化に関する厚労省との調整
- 自治体検診のデータ集約に関する厚労省との調整
- 母子保健情報のデジタル化に関する厚労省との調整
- 介護情報基盤構築に関する厚労省との調整

目次

- 当部会におけるPHR関連活動の状況と役割分担
- 自治体外PHR対応について
- 自治体PHR対応について

1. 医療DX政策との関連と政策動向

- 1-1. 一般的なPHRの定義
- 1-2. 医療DX関連政策とPHR
- 1-3. マイナポータルとPHRの関係
- 1-4. PHRを巡るこれまでの議論
- 1-5. アカデミア・職能団体の動き
- 1-6. 民間系団体の動き
- 1-7. PHRを取り巻くキーワードとよくある質問

1-1 一般的なPHRの定義

- ネット上でよく見かける定義
 - 個人の健康・医療・介護に関する情報。(広範すぎて情報項目が分からない)

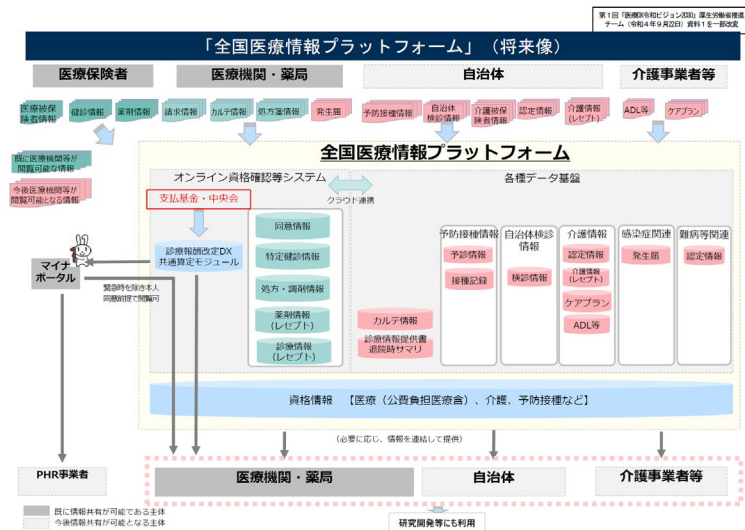
- 民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針における定義
 - PHR サービスにおいて活用される情報としては、個人が自らの健康管理に利用可能な「個人情報保護に関する法律」上の**要配慮個人情報**で次に掲げるもの、及び**予防接種歴**(以下「健診等情報」という。)とする。
 - 「要配慮個人情報」とは、(中略)本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報

 - 個人がマイナポータル API 等を活用して入手可能な健康診断等の情報
 - **医療機関等から個人に提供され、個人が自ら入力する情報**
 - 医療機関等で発生して個人に提供されたものと読むことが可能
 - **個人が自ら測定又は記録を行うものであって、医療機関等に提供する情報**
 - 問題はこちら、食事記録・日常の体温・運動量といったものも、医療機関等に提示するのであれば範疇に含まれてしまう。 → 知られることで不利益が生じる可能性レベルで考えるなら該当のおそれ

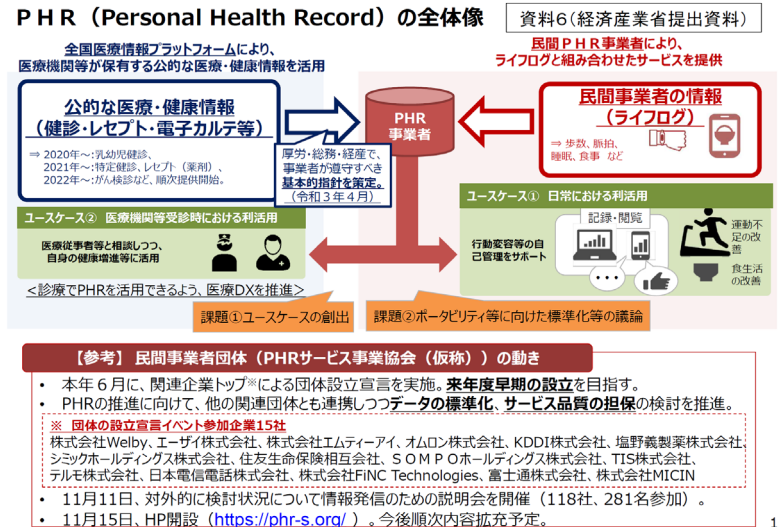
1-2 医療DX関連政策とPHR

➤ 医療DX推進本部

- 内閣府と厚労省が中心だが、デジタル庁、経産省、総務省が関係。省庁毎の性格に注意。
- データヘルス改革からの流れで考えるとわかりやすい。[第8回データヘルス改革推進本部](#)
- 参考) [第1回医療DX推進本部幹事会資料](#)



2

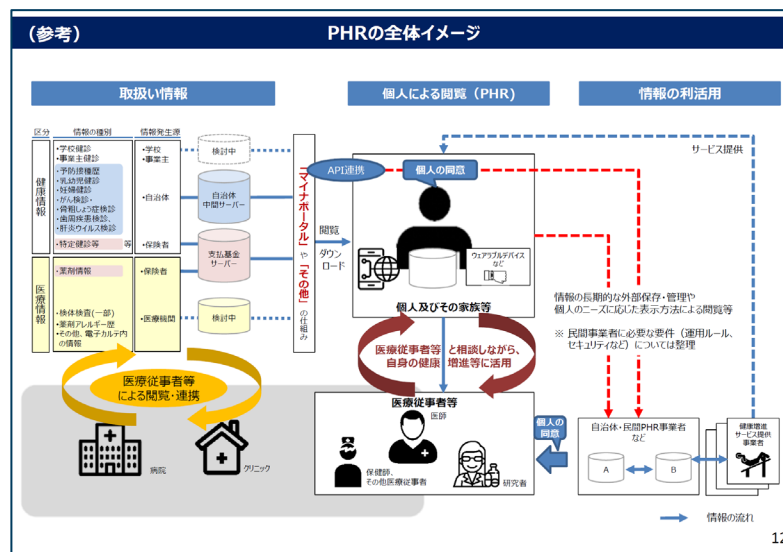
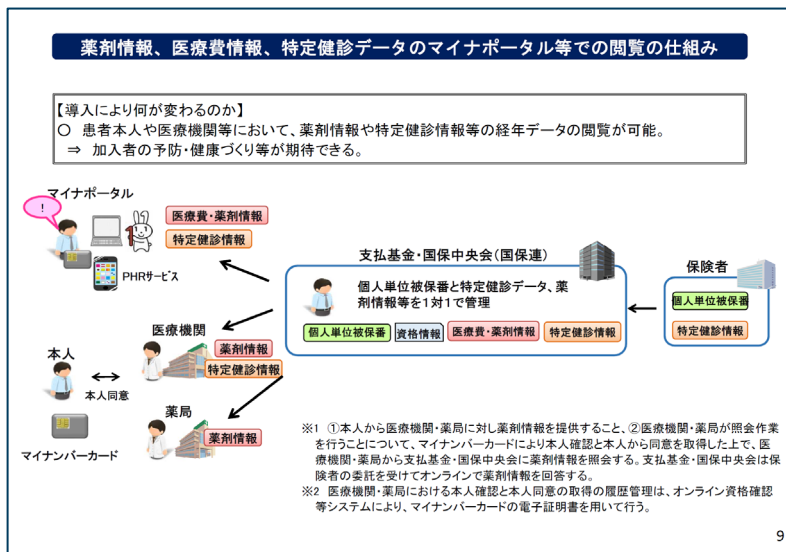


1

直近では、[第2回医療DX推進本部幹事会](#)が3月8日に開催され工程表の骨子案が提示された。

1-3 マイナポータルとPHRの関係

- マイナポータルは、既存のシステムから情報を取り出すための窓口
 - マイナンバーカードはアクセスキーに過ぎず、書込みは出来ない。情報取込ソースの一つ。
 - 実際の運用では、マイナポ経由でオンライン資格確認システムからの情報を取り出してくることになる。現行では、保険者系の情報と行政系の情報が分かれて保管されている関係で、がん検診等の情報は別個に取り扱われている。(第7回 データヘルス改革推進本部 資料1)








工程表（案）でも示されたが、多施設間での共有は、前項医療情報プラットフォーム側で議論

1-4 PHRを巡るこれまでの議論

- 基本となる会議体の名称が変化(厚労省)
 - 国民の健康づくりに向けたPHRの推進に関する検討会
 - 健康・医療・介護情報利活用検討会 健診等情報利活用ワーキンググループ
- 民間利活用作業班は、この会の下にぶら下がっており、実質的な議論を実施

健診等情報利活用ワーキンググループ 民間利活用作業班 (第11回)

配付資料

- ▶ [PDF 【資料1】議事次第\(第11回\) 健診等情報利活用ワーキンググループ 民間利活用作業班 \[PDF形式: 65KB\]](#) 
- ▶ [PDF 【資料2】健診等情報利活用ワーキンググループ民間利活用作業班名簿 \[PDF形式: 619KB\]](#) 
- ▶ [PDF 【資料3】民間PHRサービスの現状と課題に係る調査等について \[PDF形式: 2.3MB\]](#) 
- ▶ [PDF 【資料4】医師向けアンケート調査報告 \[PDF形式: 1.6MB\]](#) 
- ▶ [PDF 【資料5】医療DX推進本部についての報告 \[PDF形式: 3.0MB\]](#) 




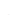

- 本年度は12/26、3/13の2回開催されている。
- 親会に相当する健康・医療・介護情報利活用検討会は、3/29に第12回を開催
- PHR周辺産業として見るならば、経産省系の別会議体フォローも必要

第3回 新事業創出ワーキンググループ

開催日

2023年2月9日

開催資料



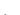
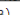
- ▶ [議事次第 \(PDF形式: 62KB\)](#) 
- ▶ [資料1 委員名簿 \(PDF形式: 122KB\)](#) 
- ▶ [資料2 事務局説明資料 \(今後の政策の方向性について\) \(PDF形式: 6,533KB\)](#) 
- ▶ [資料3 徳田委員ご提出資料 \(北海道ヘルスケア産業振興協議会について\) \(PDF形式: 1,677KB\)](#) 
- ▶ [参考資料 第2回予防・健康づくり領域の社会実装に向けたシンポジウム \(PDF形式: 691KB\)](#) 

第13回 産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会

開催日

2023年3月14日

開催資料

- ▶ [資料1 議事次第・配布資料一覧 \(PDF形式: 59KB\)](#) 
- ▶ [資料2 委員名簿 \(PDF形式: 94KB\)](#) 
- ▶ [資料3 新しい健康社会の実現 \(PDF形式: 7,585KB\)](#) 
- ▶ [資料4 地域の包摂的成長-地域の活力が生ま出す若者・女性の「希望」の回復と少子化社会の克服- \(PDF形式: 3,256KB\)](#) 

1-5 アカデミア・職能団体の動き

- 日本医師会
 - 行政会議体やPHR団体の会合にも委員として参画
 - 「健康医療データの解釈には、専門的な知識も必要とされる。かかりつけ医と一緒に見てほしい。」とのスタンス

- 医療情報学会
 - [生活習慣病4疾病の「コア項目セット」および「自己管理項目セット」の改訂および「Personal Health Record \(PHR\) 推奨設定」](#)を6学会で検討し公開中
 - PHR団体への委員参加や定期的な意見交換も実施中

- 直近の関連学会のプログラムを眺めるだけでもトレンドは確認可能
 - [第42回医療情報学連合大会](#)
 - 産業衛生、人間ドック、公衆衛生、遠隔医療等の学会でも関連セッションが開催されることも。

1-6 民間系団体の動き

- 基本となるのは3団体。DTx(デジタルセラピューティクス)を加えると更に広がる。
- 既存工業会等も別個に関連分野の委員会を設けていることが多い。

– PHRを主とする民間団体

- PHR協会 産業医大系 <https://phrj.org/>
- PHR普及推進協議会 京大系 <https://phr.or.jp/>
- PHRサービス事業協会 民間主導 <https://phr-s.org/>

– DTx、SaMDを意識している団体

- 日本デジタルヘルスアライアンス <https://www.jri.co.jp/page.jsp?id=102248>
- 日本医療ベンチャー協会 <https://jmva.or.jp/>

– 既存工業会等

- 電子情報技術産業協会 <https://home.jeita.or.jp/healthcare/>
- 保健医療福祉情報システム工業会 <https://www.jahis.jp/>
- 日本計量機器工業連合会 <http://www.keikoren.or.jp/index.html>
- 他多数

1-7 PHRを取り巻くキーワードとよくある質問

- 医療データも健康データ(ライフログ等)も一カ所に集約される？
 - 一カ所に集約することを義務化する動きは出ていません。
 - レセプト情報のように、結果的にNDBIに集約されるものもありますが、ライフログについての議論は行われていません。

- 様々な種類のデータが全て保管される？
 - データが保管されるには、保管形式についての一定のルールが必要になります。各企業等が提供するサービスや機器からの情報ですら、保管を想定していないものもあります。
 - 標準化の議論は行われていますが、全てのデータが想定されている訳ではありません。

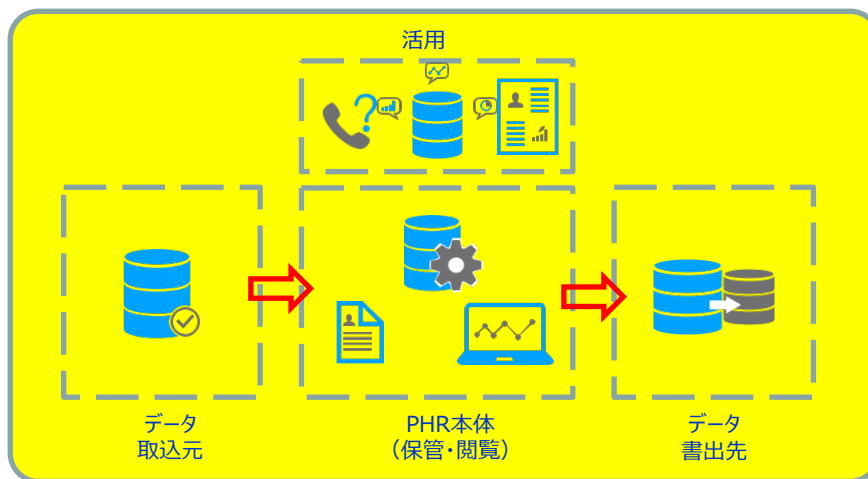
- データの標準化が行われ、比較等が可能になり、研究などが進む？
 - 各社の創意工夫等により、新たな指標や計測項目が次々と生まれてきます。これらは、各社の競争優位にも影響するため、細部が公開されないことも多々あります。
 - 標準化と言うよりも、相互比較のための方法の議論が重要となります。

2. 意識しておきたい論点

- 2-1. PHR関連事業者が持つ機能
- 2-2. PHR関連事業者の事業類型
- 2-3. PHR関連事業者として考えておきたい利用者の行動
- 2-4. 視野を拡げて見えてくる影響範囲
- 2-5. 関連してくる法令等

2-1 PHR関連事業者が持つ機能

- PHRの本質を個人の健康・医療情報の集合体と考えるならば、
 - 保管・閲覧、取込・書出、活用(分析・レコメンデーション等)の3機能が基本的に想定できる。PHR事業者は、3機能全てを提供する必要があるのか？
 - 活用を中心とした事業者(保健指導等)もPHR事業者なのか？



データを手にするまでの議論と、入手後の議論は性格が異なる。
 自社で提供するサービスが何を担うのか考えられているか？
 データの議論は行っても事業者の有する機能についての議論は限定的。

2-2 PHR関連事業者の事業類型

- 類型1: データ収集等における土管型
 - ウェアラブルデバイス等を展開する企業に多いタイプ。
 - 独自の計測機能に対応するためにも記録管理用のアプリを提供することが多い。
- 類型2: データ記録(追記)・保管・閲覧特化型
 - 様々なデータに対応し、複数ソースからのデータ取込(連携)を行うタイプ。
 - データハンドリングのしやすさがあることから、これをベースに個別分析アプリを展開するケースも。
- 類型3: 集まったデータを用いての分析や介入型
 - 健康経営や生活習慣改善、行動変容等のサービスを提供するときに見られるタイプ。
 - 独自の分析等を行うために、収集しきれなかった情報の入力を求める事もある。
- 類型4: 上記1~3の組み合わせ



PHRに見えないサービス、アプリが多数発生中
患者アプリ、病院アプリ等

2-3 PHR関連事業者として考えておきたい利用者の行動

- 「利用者は期待している行動を行ってくれない」という前提を持たないと、「**収集されるデータの価値**」や「**データの解釈**」において問題が生じることがある。
- PHRを健康・医療データを預かる貸金庫にたとえて考えると、
 - － どこに何を預けるか自由である
 - ・ 一カ所にまとめて預ける必要は無く、コピーを異なる場所に預けることもある
 - － 価値のない物を預けたり、架空のものを預ける自由もある
 - ・ イレギュラーな測定や、覚え書き程度のもの、虚偽の記録が混入する可能性もある
 - － 預けたものを操作する自由もある
 - ・ 特定のデータを削除したり、変更を行うかもしれない
- 利用規約で制限をかけたとしても遵守されていることの確認が困難
- 様々な利用スタイルがあることを前提とした上で、ビジネスを考える必要がある。

- 将来的には、標準的な利用規約等の議論が行われる可能性があるが、未着手状態。
- 臨床側の意見もあり、データの修正等については、一定の制限がかかる方向で合意可能性大。
- 現行のPHRでは、実名登録を求めているケースも多く、本人認証が今後問題となる。

2-4 視野を広げて見えてくる影響範囲

- 健康・医療データの保管活用と考えると、様々な影響先が見えてくる
- 情報銀行
 - 二次利用として、匿名化した情報の有償提供やそれに基づくサービス提供が多分野で発生するかもしれない。総務省のWGにて議論が行われている。
 - データ共有事業者に対する制限の議論もあり、経産省とは異なるロジックで議論が進む模様。
 - [情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会 健康・医療データWG](#)

- 個人が有する権利を制限する方向での議論が起きないか注視が必要

- 医療機器該当性 (SaMD)
 - 記録されたデータに基づき分析、判断等を行うことが医療機器や医療行為とみなされるかもしれない
 - [プログラムの医療機器該当性に関するガイドラインについて](#)
 - [医療・健康分野における行動変容を促す医療機器プログラムに関する開発ガイドライン2023\(手引き\)](#)

- 医療機器に該当しそうな部分を切り離して説明出来る様にする等の対策が求められる
- 複数のSaMD間でUIの統合化が議論される場合、それがPHRサービスなる可能性もある

2-5 関連してくる法令等

- 個人情報保護関連
 - － 個人情報保護法・分野別ガイダンス
- エビデンス等を作る研究等での倫理関連
 - － 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針・ガイダンス
- 医療行為・医療機器該当性関連
 - － 医師法・医療法・薬機法
- 広告規制関連
 - － 薬機法・医療法・景表法



- 第 1 章 デジタルヘルスビジネスの最新動向
- 第 2 章 医療機器規制
- 第 3 章 健康食品・サプリメントに関する規制
- 第 4 章 医師法・医療法・保険関連
- 第 5 章 個人情報保護法
- 第 6 章 データの権利関係・保護・利活用

手元にあると便利な参考書

目次

- 当部会におけるPHR関連活動の状況と役割分担
- 自治体外PHR対応について
- 自治体PHR対応について

3-1 予防接種のデジタル化について

➤ 乳幼児の定期予防接種に伴う予診票のデジタル化について

- ・乳幼児の定期予防接種について、民間による電子的な予診票を利用可能とするため、2021年度中できるだけ早期に、本人(保護者)及び医師が従来求められていた署名に代えて、同意ボタンやチェックボックスにチェックを入れるなど簡易な確認方法により行うことができるという考え方を整理して公開。
- ・これにより先行対応可能な市区町村から統一された予診票のデジタル化を順次実現することを目指す。
- ・自治体業務(対象者への予防接種の周知、予防接種記録、医療機関との間の請求支払など)のシステム標準化の支援については、2025年度までに実現する自治体システム標準化対象の20業務の1つとなっている予防接種台帳システムを含む健康管理システムにおいて、優先順位を上げて対応する。

「成長戦略フォローアップ工程表」より

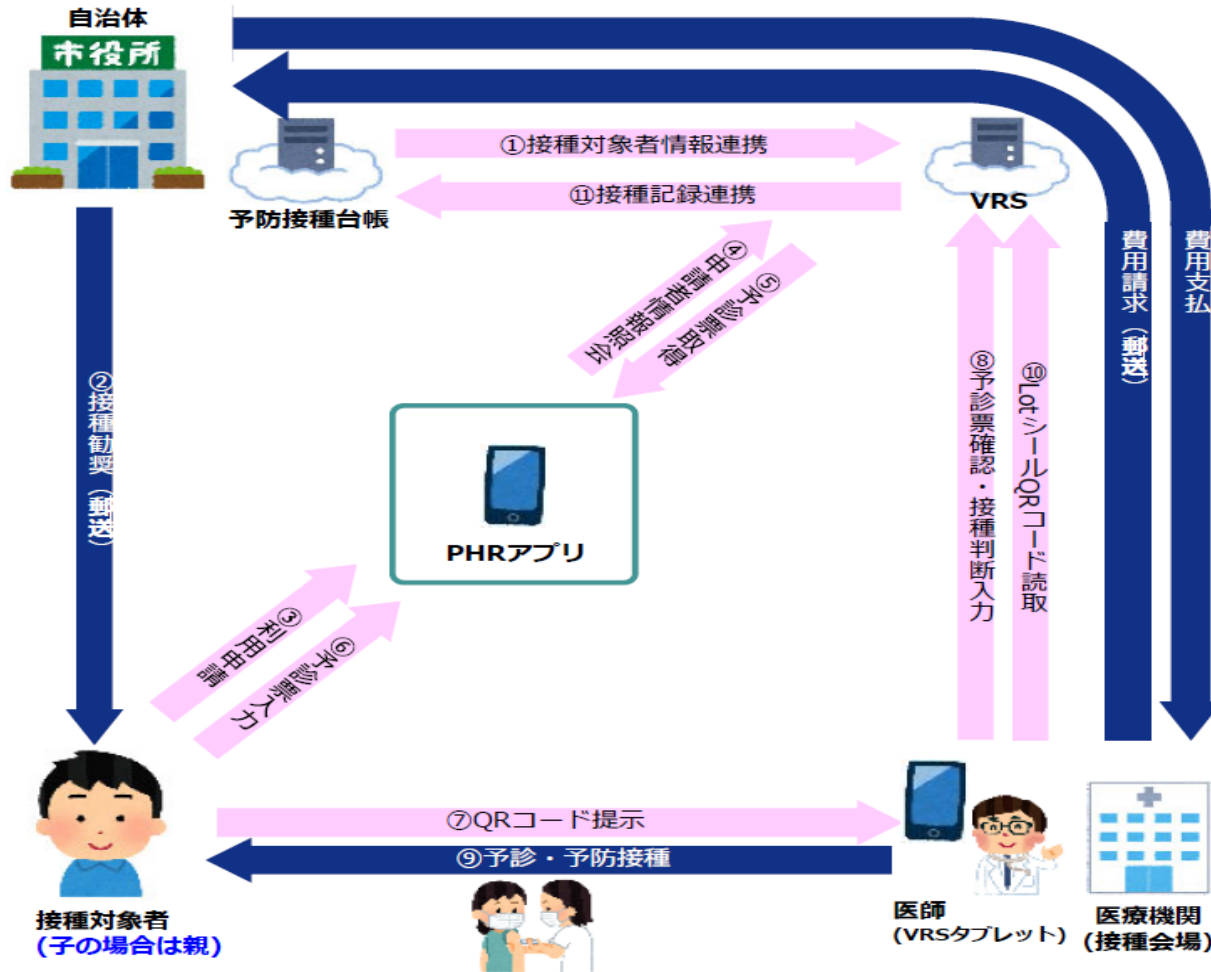
乳幼児の定期予防接種の予診票のデジタル化スケジュール

【成長戦略フォローアップ工程表】

い) 国民目線のデジタル・ガバメントの推進

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会				
乳幼児の定期予防接種の予診票のデジタル化				
民間による電子的な予診票を利用可能とするため、2021年度中できるだけ早期に、本人(保護者)及び医師が従来求められていた署名に代えて、同意ボタンやチェックボックスにチェックを入れるなど簡易な確認方法により行うことができるという考え方を整理・公開				
先行対応可能な市区町村から統一された予診票のデジタル化を順次実現				
自治体業務(対象者への予防接種の周知、予防接種記録、医療機関との間の請求支払など)のシステム標準化の支援については、2025年度までに実現する自治体システム標準化対象の17業務の1つとなっている予防接種台帳システムを含む健康管理システムにおいて、優先順位を上げて対応				
				【内閣総理大臣(経済再生担当大臣、情報通信技術(IT)政策担当大臣、内閣府特命担当大臣(規制改革))、厚生労働大臣】

【将来】定期予防接種予診票デジタル化後の運用



3-2 自治体検診のデータ集約について

「第8回 健康・医療・介護情報利活用検討会」
 本体資料5 自身の保健医療情報を活用できる
 仕組みの拡大について より

基本的な考え方

以下の考え方については、今後関係者とも協議し、検討を進めていく。

- ◆ 自治体検診や乳幼児健診、学校健診、予防接種について、これらの情報を本人が閲覧・活用できる仕組みを整備することで、日常生活習慣の改善等を通じ、予防・健康づくりにつなげられる。
 ※自治体検診とは、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診及びがん検診のことをいう。
- ◆ 加えて、これらの情報を医療機関等で閲覧できるようにすることで、より良い医療につなげられる。
 - ・ がん検診の一部項目をはじめとして、経年でデータを取得することで、よりよい診療に役立つ
 - ・ 感染症に対応する中での予防接種歴や、乳幼児健診情報を把握することでより良い診療につなげられる
- ◆ これらを踏まえると、自治体検診情報等を医療機関等で閲覧できる環境を患者本人同意の下で整えることは必要。

一方で、

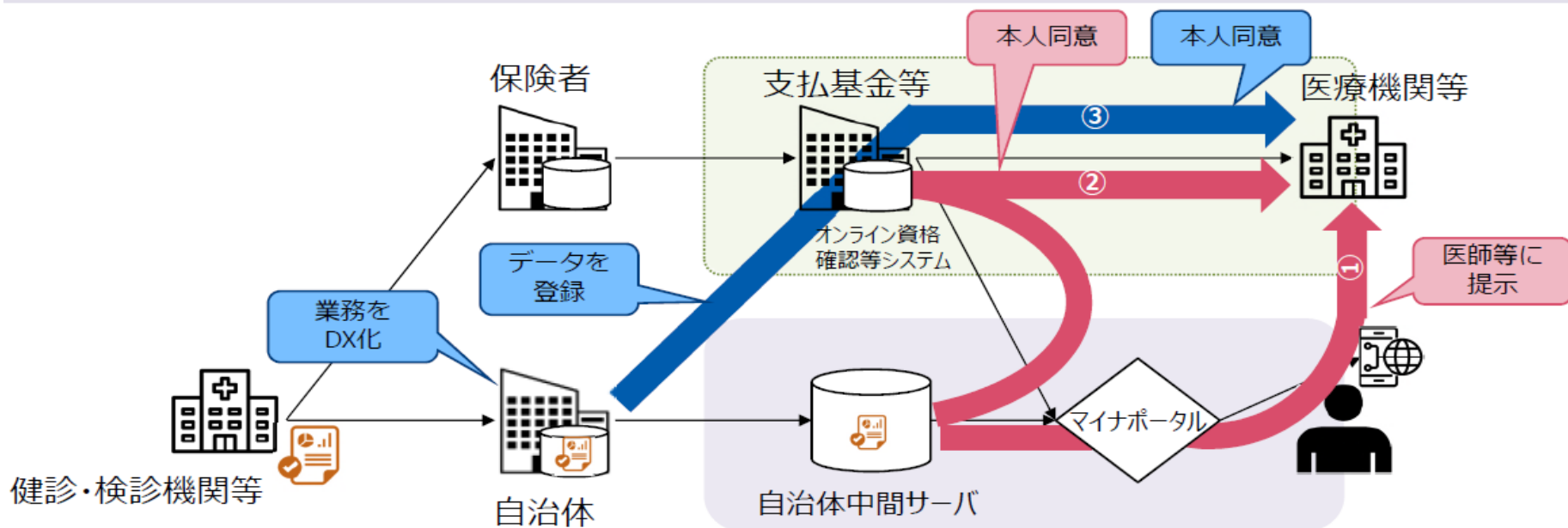
- ◆ 自治体検診等の実施事務においては、自治体は紙の予診票や検診記録等を送付・受領するなど、非効率な点も多く、事務全般のデジタル化・効率化（DX）も見据えて、上記の環境を整備する必要がある。
- ◆ 自治体検診等を受ける本人にとっても、利便性向上のため、紙の予診票や接種券等ではなく、デジタル・オンラインを活用できるような環境を整えることが求められる。



こうした状況を踏まえ、それぞれの事務や閲覧できる情報の性質も考慮しつつ、
 医療機関等で情報を閲覧できる仕組みを検討していく。

考えられる実装方法（イメージ）

自治体検診情報等を医療機関等で閲覧できるようにするためには、以下の実装方法が考えられるが、今後関係者とも協議しつつ、検討を行う。



- 案① 患者本人が、自身の端末で自治体（中間サーバ）からマイナポータルを通じて入手した情報を医師等に提供する
- 案② 患者本人が自治体（中間サーバ）に照会・取得した情報を、オンライン資格確認等システムを通じて医師等に提供する
 （※）本人から自治体への情報の照会の業務について、医療機関に委託することについて、本人の同意を得る。

- 案③ 自治体での業務のDX（接種券等のオンライン化等）とあわせ、自治体からオンライン資格確認等システムに登録した情報について、医療機関等から同システムに照会する

各案のメリット・課題と今後の方向性

案① 患者本人が、自身の端末で自治体からマイナポータルを通じて入手した情報を医師等に提供する

【国民】

- ・より良い医療を受けられる
- ・患者本人が自らの保健医療情報を提示することで、自らの健康状態把握のきっかけになる

【医療機関】

- ・より良い医療を提供
- ・自らの情報を把握した患者を診断するので、より円滑なコミュニケーションが期待できる

【その他】

- ・マイナポータル等現行のシステムを活用できる

案② 患者本人が自治体に照会・取得した情報を、オンライン資格確認等システムを通じて医師等に提供する

【国民】

- ・より良い医療を受けられる
- ・本人同意方法を工夫することで、患者本人の負担軽減

【医療機関】

- ・より良い医療を提供
- ・医師は特定健診情報等と自治体検診情報等を一元的にオンラインで閲覧やダウンロードが可能

案③ 自治体での業務のDXとあわせ、自治体からオンライン資格確認等システムに登録した情報について、医療機関等から同システムに照会する

【国民】

- ・より良い医療を受けられる
- ・本人同意方法を工夫することで、患者本人の負担軽減
- ・マイナンバーカードで健診・検診等が受けられる

【医療機関】

- ・より良い医療を提供
- ・医師は特定健診情報等と自治体検診情報等を一元的にオンラインで閲覧やダウンロード可能

【自治体】

- ・事務の効率化・コスト軽減が可能

メリ
ット

課
題

- ・患者本人が毎度マイナポータルにログインし、さらに、医師が、患者本人の端末を閲覧することが必要

- ・システム改修・法改正必要
- ・オンライン資格確認等システムの改修が必要

- ・システム改修・法改正必要
- ・オンライン資格確認等システムの追加コスト発生
- ・デジタル化を前提に、自治体における事務全般を見直すことが必要

◆ 当面は、医療機関等での情報閲覧が可能となる環境整備を最も早くできる案①で対応する。

(※ 1) 予防接種・乳幼児健診については、現状でも可能。自治体検診については、令和4年6月から対応可能。学校健診については、令和6年度中に全国で対応予定。

(※ 2) 国民にとってのメリット・デメリットの調査・検証を行う予定。

◆ 今後、政府全体のDXの動向や各事務のデジタル化の進捗状況・コスト等も踏まえ、案②・③についても、関係者と協議しつつ、検討を行っていく。

3-3 介護情報基盤について

➤ 介護保険被保険者証について

- ・ 現在、医療保険分野において健康保険証に関する議論が進んでおり、また、介護保険分野においても自治体・利用者・介護事業者・医療機関などが、利用者に関する介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備することとされている
- ・ こうしたことを踏まえ、マイナンバーカードの活用を含め被保険者証の電子化については、必要な情報を情報基盤から取得することで資格確認等を可能とし必要なサービスを受けられるようにする方向で検討を進めることとしてはどうか。

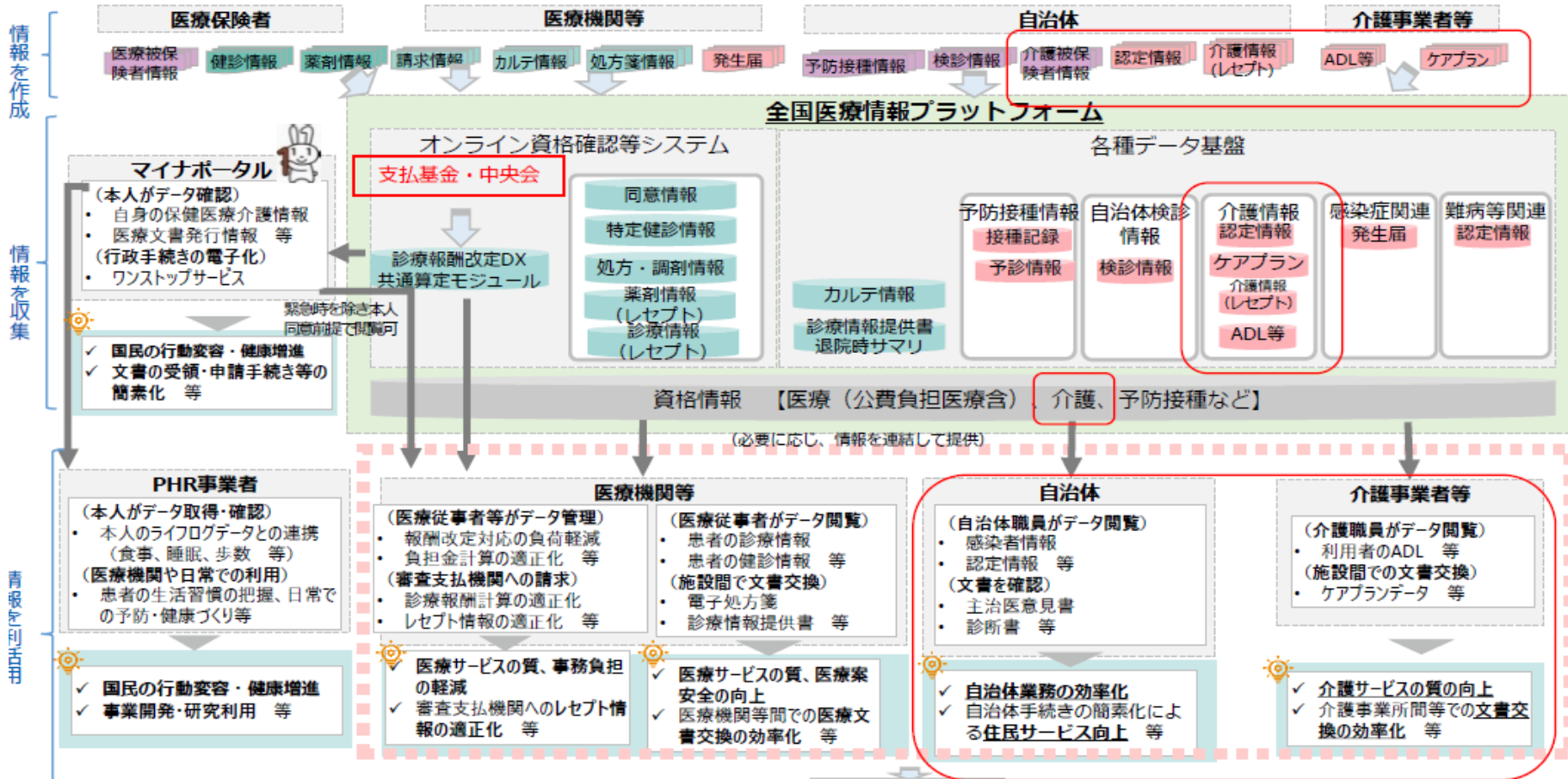
➤ 介護情報の電子的な共有の仕組み及び介護被保険者証の電子化の実現に向けた調査研究 (令和4年度 第二次補正予算)

- ・ 利用者に関する介護情報等(介護レセプト情報、要介護認定情報、LIFE情報、ケアプラン、主治医意見書等)について自治体・利用者・介護事業者・医療機関などが、これらの介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備することにより、事務効率化や介護サービスの質の向上、PHRの推進に繋がる。
- ・ また、介護被保険者証について、上記の介護情報基盤の整備を見据え、関係者の利益に資するよう、電子化について検討していく必要がある。
- ・ 本調査研究は、介護情報等の電子的な共有の仕組みや、介護保険被保険者証の電子化に向けた調査研究を行うものである。

「全国医療情報プラットフォーム」(将来像)

○オンライン資格確認システムのネットワークを拡充し、レセプト・特定健診情報に加え、予防接種、電子処方箋情報、電子カルテ等の医療機関等が発生源となる医療情報(介護含む)について、クラウド間連携を実現し、自治体や介護事業者等を含め、必要なときに必要な情報を共有・交換できる全国的なプラットフォームとする。

○これにより、マイナンバーカードで受診した患者は本人同意の下、これらの情報を医師や薬剤師と共有することができ、より良い医療につながるとともに、国民自らの予防・健康づくりを促進できる。さらに、次の感染症危機において必要な情報を迅速かつ確実に取得できる仕組みとしての活用も見込まれる。





健康で豊かな国民生活を保健医療福祉情報システムが支えます

ご清聴ありがとうございました